

第169回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月24日（水曜日）



午前10時

場所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号



当社本店3階ホール

(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時まで

株主各位

証券コード 9322

2026年6月4日

神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号

川西倉庫株式会社

代表取締役社長 **川西二郎**

第169回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第169回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権をご行使いただく場合にはお手数ながら、株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時

2 場 所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号 **当社本店 3階ホール**
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項

- 第169期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第169期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4 電子提供措置に関する事項 本総会の招集に際しては、電子提供措置をとっております。以下のウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.kawanishi.co.jp/04IR/meeting.htm>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「川西倉庫」または「コード」に当社証券コード「9322」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



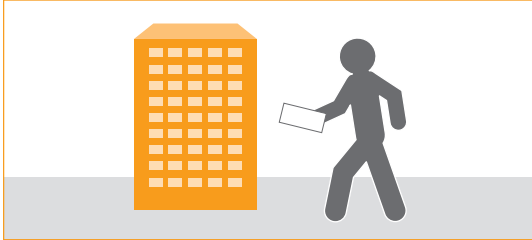
以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて掲載いたしますのでご了承ください。
- 書面交付請求をいただいた株主様へお送りしている書面には、法令および当社定款第13条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項を記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



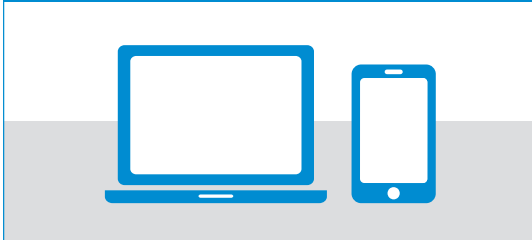
株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合

インターネットで議決権を行使される場合



行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご参照ください。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権を行使される場合の注意点

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

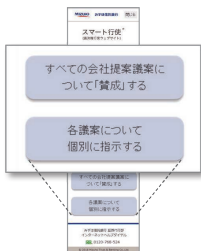
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

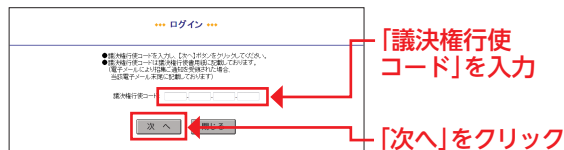
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

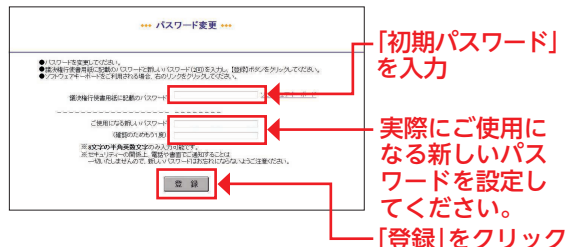
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。

当期の期末配当につきましては、中長期でのROEの向上、株価・PBRの改善には、より一層の企業価値向上への取り組み・強化、株主還元の強化が必要と認識しており、その一環として、資本効率の改善および内部留保水準の適正化を図るため、1株につき普通配当15円に特別配当100円を加えた115円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金115円（うち普通配当15円、特別配当100円）
総額897,695,405円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）川西二郎、高杉 誠、笠原 謙、長島 聡の4氏が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	
1	かわにし じろう 川西 二郎	代表取締役社長	再任
2	たかすぎ まこと 高杉 誠	常務取締役 管理企画部門管掌	再任
3	かさ はら けん 笠原 謙	取締役 国際部門・港運部門管掌	再任
4	なが しま さとし 長島 聡	取締役 国内部門管掌	再任
5	よこ やま まさのり 横山 正典	上席執行役員	新任

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

候補者
番号

1

かわにし じろう
川西 二郎 (1972年5月4日生)

所有する当社株式の数… 223,000株
在任年数…………… 14年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年4月	安田火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 入社	2014年6月	当社常務取締役社長室長
2007年6月	大和製衡株式会社入社	2014年7月	当社常務取締役経営企画部長
2010年4月	当社入社総務部企画課長	2016年5月	当社常務取締役
2011年4月	当社営業統括室長	2016年6月	当社常務取締役国際部門管掌
2012年5月	当社社長室長	2017年6月	当社常務取締役管理企画部門管掌
2012年6月	当社取締役社長室長	2021年4月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

他社での豊富な業務経験を通じて培われた知見および当社経営企画部門、海外事業部門での業務経験を通じた知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

たか すぎ まこと
高杉 誠 (1964年10月23日生)

所有する当社株式の数… 1,900株
在任年数…………… 9年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年4月	株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2016年5月	当社経理部付（出向）
2008年1月	株式会社みずほ銀行 千里中央支店長	2016年6月	当社経理部長（出向）
2011年10月	同行東大阪支店長	2016年10月	当社入社経理部長
2013年4月	同行三鷹支店長	2017年4月	当社経営企画部長
		2017年6月	当社取締役経営企画部長
		2021年4月	当社常務取締役管理企画部門 管掌（現任）

取締役候補者とした理由

金融業界に長く在籍した経験から、財務、会計に関する相当程度の知見および当社経営企画部門での豊富な経験を有しておりますので、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

かさ はら
笠原

けん
謙 (1965年9月1日生)

所有する当社株式の数… 1,200株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1993年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役国際部門管掌兼 国際部長
2004年7月	THAI KAWANISHI LIMITED（出向）	2021年4月	当社取締役国際部門・港運 部門管掌（現任）
2014年10月	当社国際部次長		
2016年5月	当社国際部長		
2017年4月	当社執行役員国際部長		
2019年6月	当社取締役国際部長		

取締役候補者とした理由

海外事業部門、営業分野における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

なが しま
長島

さとし
聡 (1965年9月17日生)

所有する当社株式の数… 2,700株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	当社入社		
2013年3月	当社営業部次長		
2015年4月	当社営業部長		
2017年4月	当社執行役員営業部長		
2019年4月	当社執行役員神戸支店長		
2020年6月	当社取締役営業部門管掌		
2021年4月	当社取締役国内部門管掌（現任）		

取締役候補者とした理由

営業分野における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

よこ やま まさ のり
横山 正典 (1969年9月13日生)

所有する当社株式の数… 1,400株
在任年数…………… —
取締役会出席状況…………… —



新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1994年4月	株式会社上組入社	2020年6月	当社神戸支店長
2002年6月	当社入社	2021年4月	当社執行役員神戸支店長
2015年10月	当社阪神支店次長	2023年4月	当社上席執行役員国内部門西日本担当
2016年5月	当社神戸支店次長	2025年9月	当社上席執行役員国内部門西日本担当 兼営業企画部長
2017年10月	当社神戸支店副支店長	2026年4月	当社上席執行役員（現任）
2019年4月	当社大阪支店長		

取締役候補者とした理由

営業分野における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、新たに取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- 次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 八杉勝英、虎頭信宏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

や すぎ かつ ひで
八杉 勝英 (1961年6月16日生)

所有する当社株式の数… 400株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 18/18回
監査等委員会出席状況… 14/14回



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年4月	株式会社太陽神戸銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行	2013年4月	同社執行役員
2002年10月	株式会社三井住友銀行 太田支店長	2015年4月	株式会社みなと銀行営業企画部 理事審議役
2005年1月	同行東加古川支店長	2016年4月	同行執行役員支店サポート部長
2007年4月	同行大阪中央支店長	2017年4月	株式会社みなとカード顧問
2009年4月	同行京都北陸ブロック地域個人 部長	2017年6月	同社代表取締役専務
2012年4月	三井住友アセットマネジメント 株式会社投信営業第二部長	2022年6月	同社取締役専務執行役員
		2024年6月	当社常勤監査等委員である社外取締役 (現任)

再 任

社 外

独 立

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大手金融機関に長く在籍され、財務および会計に関する深い見識や豊富な業務経験を活かして取締役の職務執行の監査等を行っていただき、また、当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定において、その透明性や客観性を高めるべく審議・監督を行っていただいていることから、今後も独立的な立場から当社の企業価値の持続的向上に貢献いただけるものと期待されるため、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

候補者
番号

2

むら た ご ろ う
村田 吾郎 (1978年10月1日生)

所有する当社株式の数… —
在任年数…………… —
取締役会出席状況…………… —
監査等委員会出席状況…………… —



新任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2005年10月 弁護士登録、北山・土井法律事務所（現 弁護士法人神戸京橋法律事務所）入所
2017年1月 同法人事員弁護士（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な知識を活かして法律面からのアドバイスをしていただくことで、当社の企業価値の持続的向上への貢献が期待されることから、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。
また、同氏が選任された場合は、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等について審議・監督を行っていただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 八杉勝英、村田吾郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 八杉勝英氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。
4. 当社は、八杉勝英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
また、村田吾郎氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社の監査等委員である取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、八杉勝英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、村田吾郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」（本招集ご通知31頁ご参照）を設定しており、両氏は当該独立性基準を満たしております。

【ご参考】本株主総会終結後の各取締役のスキルマトリックス

第2号議案・第3号議案の原案どおり候補者をご選任いただいた場合の各取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	属性	企業経営・サステナビリティ	営業戦略・海外ビジネス	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事労務・ダイバーシティ
川西 二郎		○	○	○	○	○
高杉 誠		○		○	○	○
笠原 謙		○	○			
長島 聡		○	○			
横山 正典			○			
八杉 勝英	社外独立	○		○	○	
公江 正典	社外独立			○	○	
村田 吾郎	社外独立				○	○

※ガバナンス・リスクマネジメントにおいては、全取締役が知識・経験・能力を携え取り組んでおります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



社外

独立

ふる たに かず お
古谷 一夫 (1958年1月20日生)

所有する当社株式の数…

—

略歴（重要な兼職の状況）

1994年2月	税理士登録 現在に至る	2003年6月	当社監査役
2000年7月	古谷一夫税理士事務所開設 現在に至る	2016年6月	当社監査役退任

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士として、財務および会計に精通しておられることから、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役（監査等委員）として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者は当社と税務および会計に関する顧問契約を締結しております。
2. 古谷一夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、各社外取締役（監査等委員を含む。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、古谷一夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社の監査等委員である取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置を講じております。
5. 古谷一夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。
- なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」（本招集ご通知31頁ご参照）を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな回復が続いております。一方で米国の通商政策や中東情勢の影響による景気下振れリスクに加え、原材料・エネルギー価格の高騰や物価上昇の継続による個人消費への影響などもあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは2027年度を最終年度とする中期経営計画『Vision2027 事業領域の拡大』で掲げる、次世代型物流施設の計画推進、A S E A N投資、リコンストラクションを三大重点戦略として強力に推進し、飛躍的な業績目標を達成するために取り組んでおります。

当連結会計年度においては、国内物流事業では、前期に低調だった港湾運送業務の取扱いが回復し、倉庫業務は在庫高、保管高が堅調に推移いたしました。また、運送業務も堅調に推移したことに加え、M&Aで取得した運送会社の業績が寄与いたしました。国際物流事業では、国際運送取扱業務が前期に比べ減少したものの、低調だった海外子会社の業績が回復したことやM&Aで取得したベトナムの子会社の業績が寄与したこともあり、グループ全体での営業収益は前期を上回る結果となりました。営業利益は貨物の入着が集中したことによる荷役経費の増加やのれんの償却費用の増加、国際物流事業での取扱減少等があったものの、国内物流事業での取扱増加やその他事業での賃貸収益の増加等もあり、前期を上回りました。経常利益は、M&Aに係る取得関連費用の計上や為替差損の計上、支払利息の増加等もあり前期を下回りました。また、親会社株主に帰属する当期純利益についても前期を下回りました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は前期比3.4%増加の26,400百万円、営業利益は前期比8.6%増加の1,115百万円、経常利益は前期比11.6%減少の1,042百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比14.8%減少の636百万円となりました。



セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

■ 国内物流事業

営業収益

214億 84百万円 前期比3.7%増



セグメント利益

18億 24百万円 前期比4.8%増



営業収益

(単位:百万円)

20,708 21,484



第168期 第169期

セグメント利益

(単位:百万円)

1,740 1,824



第168期 第169期

倉庫業

貨物の入庫高、保管高が前期を上回り保管残高も高水準で推移したことにより、前期を上回りました。

港湾運送業

港湾運送業務は、前期に低調だった港湾運送取扱業務が回復したことにより、前期を上回りました。

貨物運送取扱業

貨物運送取扱業務は、貨物の取扱いが好調に推移したほかノンアセット事業の拡大、またM&Aで取得した運送会社の業績が第4四半期から寄与したこともあり前期を上回りました。

その他関連業務

通関業務等の手続業務や物流施設の賃貸業務等については前期と同程度で推移いたしましたが、流通加工業務については選別作業等の取扱いが減少したこと等により前期を下回りました。

その結果、国内物流事業の営業収益は前期比3.7%増加の21,484百万円となり、セグメント利益は前期比4.8%増加の1,824百万円となりました。

■ 国際物流事業

営業収益

45億 32百万円 前期比1.3%増



セグメント利益

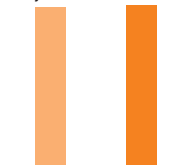
1億 63百万円 前期比8.5%減



営業収益

(単位:百万円)

4,475 4,532

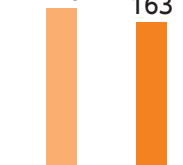


第168期 第169期

セグメント利益

(単位:百万円)

178 163



第168期 第169期

国際物流事業においては、前期に低調だった海外子会社の業績が回復したほか、M&Aにより取得した海外子会社の業績が第3四半期より寄与したことにより営業収益は前期を上回りましたが、国際運送取扱業務が前期に比べ減少したことにより、セグメント利益は前期を下回りました。

その結果、国際物流事業の営業収益は前期比1.3%増加の4,532百万円、セグメント利益は前期比8.5%減少の163百万円となりました。

■ その他

営業収益

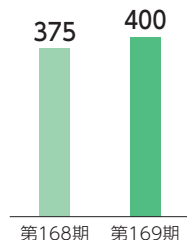
4億 00百万円 前期比6.7%増 

セグメント利益

2億 49百万円 前期比2.6%増 

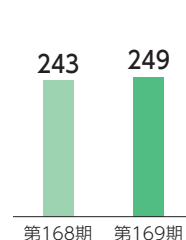
営業収益

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



不動産の賃貸事業および物流資材の販売事業ならびに太陽光発電の売電事業等のその他事業は、営業収益は前期比6.7%増加の400百万円、セグメント利益は前期比2.6%増加の249百万円となりました。

セグメント別営業収益

区 分		当連結会計年度 2025年4月1日～2026年3月31日	前期比 (%)
国内物流事業	(千円)	21,484,139	103.7
国際物流事業	(千円)	4,532,821	101.3
報告セグメント計	(千円)	26,016,960	103.3
そ の 他	(千円)	400,682	106.7
合 計	(千円)	26,417,642	103.4

(注) セグメント間の内部取引消去前の数値によっております。

普通倉庫保管業務実績

区 分	期 別	当連結会計年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
入 庫	高	969,132	103.0
出 庫	高	959,099	99.9
保 管 残 高	期 末	281,785	103.7
	期 中 平 均	290,527	102.4

冷蔵倉庫保管業務実績

区 分	期 別	当連結会計年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
入 庫	高	44,309	89.0
出 庫	高	44,937	93.3
保 管 残 高	期 末	14,325	95.8
	期 中 平 均	14,961	98.1

港湾運送業取扱トン数

区 分	期 別	当連結会計年度 (2025年4月1日～2026年3月31日)	前期比 (%)
		数量 (トン)	
船 内 荷 役		903,806	131.3
舁 運 送		—	—
荷 捌		1,275,270	105.6
船 積		28,292	65.3
合 計		2,207,368	113.9

②設備投資の状況

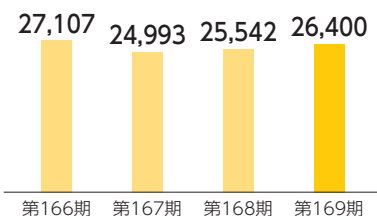
当連結会計年度の設備投資額は660百万円で、主な内容は兵庫県神戸市の土地182百万円、名古屋支店金城営業所のキュービクル72百万円、PT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIAの倉庫用地50百万円であります。

③資金調達の状況

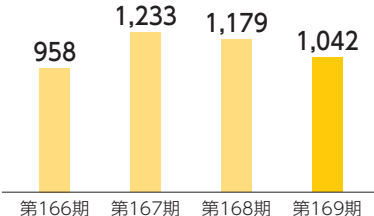
上記設備投資に係る資金は、主に銀行借入によりまかさないました。

(2) 財産および損益の状況

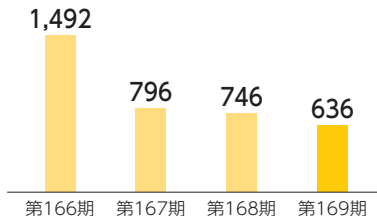
営業収益 (単位:百万円)



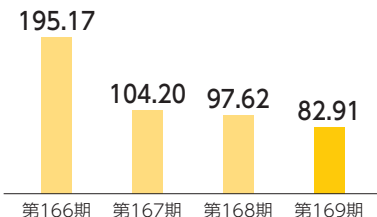
経常利益 (単位:百万円)



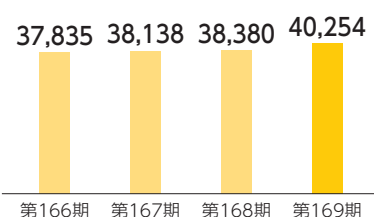
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



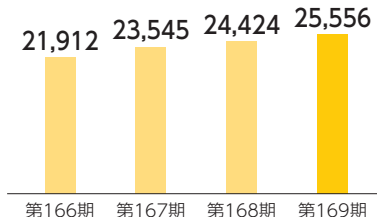
1株当たり当期純利益 (単位:円)



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



項目	期別	第166期	第167期	第168期	第169期
		2022年4月1日～ 2023年3月31日	2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日	2025年4月1日～ 2026年3月31日
営業収益 (百万円)		27,107	24,993	25,542	26,400
経常利益 (百万円)		958	1,233	1,179	1,042
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		1,492	796	746	636
1株当たり当期純利益 (円)		195.17	104.20	97.62	82.91
総資産 (百万円)		37,835	38,138	38,380	40,254
純資産 (百万円)		21,912	23,545	24,424	25,556

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
川西ファインサービス株式会社	3,000万円	100.0%	倉庫荷役業、通関業
川西港運株式会社	2,900万円	100.0	港湾運送業、倉庫荷役業
株式会社メイサク	1,000万円	100.0	貨物自動車運送事業
株式会社マルカ陸運	3,000万円	100.0	貨物自動車運送事業
株式会社エムティーサービス ^{(注)1}	980万円	100.0	貨物自動車運送事業
KAWANISHI LOGISTICS(S) PTE. LTD.	120万 シンガポールドル	100.0	国際運送取扱業
THAI KAWANISHI LIMITED ^{(注)2}	801万 タイバーツ	49.0	国際運送取扱業
PT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIA	61,526,580万 インドネシアルピア	53.6	倉庫業
KAWANISHI LOGISTICS(AMERICAS) INC.	87万 ユーエスドル	100.0	国際運送取扱業
TOAN PHAT LOGISTICS JOINT STOCK COMPANY ^{(注)3}	16,050,000万 ベトナムドン	51.0	倉庫業

(注) 1. 2026年1月30日付で株式会社エムティーサービスの全株式を取得し、子会社といたしました。

2. THAI KAWANISHI LIMITEDは、当社の議決権比率が49.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

3. 2025年9月24日付でTOAN PHAT LOGISTICS JOINT STOCK COMPANYの発行済株式の51.0%を取得し、子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本経済において人手不足が深刻化するなか、所得環境の改善や各種政策の効果、また、省人化やDXに向けた企業投資が期待されるなど、景気は緩やかな回復が見込まれます。

世界経済では、米国の通商政策や中東情勢の影響により先行き不透明な状況が続くものの、アジア地域では特にインドネシアにおいて人口増加や賃金上昇を背景に個人消費が拡大し、経済成長は堅調に推移していることから、消費市場の拡大、輸出入の増加等が期待されます。

このような外部環境のもと、当社グループは、物流事業の収益力向上を図り企業価値のさらなる向上を目指し、長期ビジョン『KAWANISHI2030』および中期経営計画『Vision2027事業領域の拡大』（長期ビジョンのPhaseⅡ）において、次の基本方針を掲げ基本戦略、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に基づいて取り組んでまいります。

1. 基本方針

- ① 取引先顧客へのサービス向上を第一とし、当社のステークホルダーへの信頼関係の構築を維持します。
- ② 健全な財務体質を意識しながら経営基盤の安定と強化を基本とし、筋肉質な体質を実現すべく、既存事業の利益改善を図ります。
- ③ これまでのビジネスモデルに捉われることなく、時代のニーズに合致した物流の構築を進め、DXの推進やサステナビリティなどの社会課題に対応した企業を目指します。

2. 基本戦略

「次世代型物流施設の計画推進」、「ASEAN投資」、「リストラクチャー（拠点／組織の再構築）」は、三大重点戦略（三本の矢）として強力に推進してまいります。三本の矢の戦略はそれぞれが相互補完性を有しており、そのどれをも欠けさせることなく同時並行で確実に実行させることにより飛躍的な業績目標を実現いたします。

- ① 成長に向けた戦略的投資
 - ◆次世代型物流施設の計画推進
 - ◆ASEAN投資
 - ◆国内における物流企業のM&A
 - ◆基幹システム再構築
 - ◆地球環境にやさしい物流構築／サステナビリティ推進室新設
 - ◆資本政策の推進

- ② 社内体制の強化
 - ◆ リコンストラクション（拠点／組織の再構築）
 - ◆ 統合報告書策定
 - ◆ ペーパーレス化推進によるオフィスワークの改革
 - ◆ RPAの導入による業務集約/労働負荷軽減
 - ◆ コンプライアンスの強化
 - ◆ システム化推進による競争力強化
 - ◆ 営業体制の強化
 - ◆ ダイバーシティ&インクルージョンへの対応
 - ◆ 労働力不足に対応した人財戦略の強化
 - ◆ 社内教育体制の充実
 - ◆ 財務基盤の強化

- ③ 既存事業の拡大・強化
 - ◆ 物流拠点の機能拡充
 - ◆ 運送部門強化
 - ◆ ASEAN物流拡大を起点とした長距離海上輸送などの海外物流業務の強化
 - ◆ メーカー物流の強化
 - ◆ 通関体制の強化

3. 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

長期ビジョン『KAWANISHI2030』とそれに向けたPhaseⅡの中期経営計画の達成に向けては、中長期でのROEの向上を図るとともに、成長戦略や事業リスク、戦略実行状況等の明瞭な説明によるPERの改善および資本コストの逡減が必要と考え、対応方針を掲げております。

- ① 企業価値向上に向けた取り組み
- ② 資本政策の推進
 - ◆ Vision2027達成に向けた投資の実施
(ASEAN投資／国内・海外M&A／物流拠点の機能拡充)
 - ◆ 日本版ESOP等の導入
 - ◆ IRの強化、サステナビリティ推進
 - ◆ 株主優待制度の拡充
 - ◆ 配当性向目標35%
 - ◆ 特別配当、自己株式取得の実施

今後も皆様の期待にお応えするよう引き続き努力してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社10社で構成されており、倉庫業を中心とした貨物の保管・荷役業務、港湾運送業務、貨物運送取扱業務、通関業務および流通加工業務等を行う国内物流事業ならびに国際複合一貫輸送業務（NVOCC）を中心とした海外輸送業務、海外との輸出入貨物取扱業務および海外での現地作業等を行う国際物流事業を主な事業として取り組んでおります。

各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 国内物流事業
 - 倉庫業 寄託を受けた貨物を倉庫に保管し、その対価として保管料を収受する事業であります。また、倉庫保管業務に関連して貨物の入出庫およびこれに付帯する諸作業を倉庫荷役として行い、その対価として荷役料を収受する事業であります。
 - 港湾運送業 港湾において、海上運送に接続して貨物の船積みおよび陸揚げの作業とその荷捌きを行い、その対価として港湾運送料金を収受する事業であります。
 - 貨物運送取扱業 荷主の依頼を受けて、運送事業者の行う運送を利用しての貨物の運送もしくは貨物の運送の取次等を行い、その対価として運賃・料金を収受する事業であります。
 - その他関連業務 輸出入貨物の通関業務、当社倉庫内での流通加工業務を行い、料金を収受する事業および物流関連施設を賃貸し、その対価として賃貸料を収受する業務であります。
- ② 国際物流事業
 - 国際運送取扱業 荷主の依頼を受けて、陸海空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際間複合輸送の取次等を行い、その対価として運賃・料金を収受する事業であります。
 - 倉庫業 寄託を受けた貨物を倉庫に保管し、その対価として保管料を収受する事業であります。また、倉庫保管業務に関連して貨物の入出庫およびこれに付帯する諸作業を倉庫荷役として行い、その対価として荷役料を収受する事業であります。
- ③ その他 太陽光発電による売電事業、不動産の賃貸事業および物流資材の販売事業等であります。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

当 社	本 社	神戸市
	営 業 部	東京都中央区
	国 際 部	東京都中央区
	通 関 部	神戸市
	神 戸 支 店	神戸市
	大 阪 支 店	大阪市
	名 古 屋 支 店	名古屋市
	横 浜 支 店	横浜市
	東 京 支 店	横浜市

川西ファインサービス株式会社	神戸市
川 西 港 運 株 式 会 社	神戸市
株 式 会 社 メ イ サ ク	名古屋市
株 式 会 社 マ ル カ 陸 運	横浜市
株式会社エムティーサービス	大阪市
KAWANISHI LOGISTICS (S) PTE.LTD.	シンガポール
THAI KAWANISHI LIMITED	タイ
PT KAWANISHI WAREHOUSE INDONESIA	インドネシア
KAWANISHI LOGISTICS(AMERICAS) INC.	アメリカ
TOAN PHAT LOGISTICS JOINT STOCK COMPANY	ベトナム

国内

川西倉庫が誇る、 国内物流サービス・ネットワーク

1918年設立以来、物流業の老舗として国内主要貿易港を中心に普通倉庫・冷蔵倉庫を展開し、港湾運送から保管、通関、流通加工、輸配送まで一貫した物流サービス体制を実現しています。



海外

充実した 海外物流サービス・ネットワーク

生産地から消費地までの物流一元化をテーマに、海外現地法人、駐在員事務所を軸に現地代理店との緊密な連携により迅速で、安全かつあらゆる形態の国際物流に対応できるサービス体制を実現しています。



(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
743 (34) 名	+111 (+4) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末比で増加した主な理由は、連結子会社の増加によるものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
398名	△6名	39.5歳	15.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、他社からの出向者を含み、他社への出向者を除外しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,314百万円
株式会社三井住友銀行	2,287
株式会社日本政策投資銀行	2,097
横浜市	1,509
神戸市	352
株式会社三菱UFJ銀行	180

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

損害賠償請求訴訟の提起について、当社は2026年4月14日付で、当社が寄託を受けた貨物に発生した損害に関し、当社顧客より当社を含む本件に関する会社2社に対して、第三者からの損害賠償請求に伴う求償行使による損害賠償請求訴訟が提起され、同年4月30日に訴状の送達を受けております。当該請求の金額は61,605千円(遅延損害金を除く。)であります。当社といたしましては、本件訴訟の請求内容を精査し、代理人弁護士を通じて適切に対応してまいります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 30,000,000株
- ②発行済株式の総数 8,258,322株
- ③株主数 11,584名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大和製衡株式会社	1,293 ^{千株}	16.57 [%]
川西多美	564	7.22
川西央也	488	6.25
日本毛織株式会社	380	4.86
川西康夫	324	4.15
川西二郎	223	2.85
多島晶子	215	2.75
大嶽敬子	206	2.63
株式会社川西勝三商会	201	2.57
株式会社みずほ銀行	200	2.56

- (注) 1. 当社は自己株式452,275株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(452,275株)を控除して計算しております。
3. 当社は、「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が当社株式120,800株を有しております。
同社が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役(取締役であったものを含む)1名に対し、38,600株です。

⑥その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 西 二 郎	
常 務 取 締 役	高 杉 誠	管理企画部門管掌
取 締 役	笠 原 謙	国際部門・港運部門管掌
取 締 役	長 島 聡	国内部門管掌
取 締 役 (監査等委員・常勤)	八 杉 勝 英	
取 締 役 (監査等委員)	虎 頭 信 宏	[重要な兼職の状況] 弁護士法人東町法律事務所弁護士
取 締 役 (監査等委員)	公 江 正 典	[重要な兼職の状況] 協立監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)八杉勝英、虎頭信宏、公江正典の3氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、八杉勝英氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)公江正典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と各社外取締役(監査等委員を含む。)は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額についての限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
6. 取締役(監査等委員)八杉勝英、虎頭信宏、公江正典の3氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 当社の「社外取締役の独立性に関する基準」については、31頁をご参照ください。

7. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動
該当事項はありません。

【ご参考】執行役員の状況（2026年4月1日現在）

氏 名	役 職
福 井 利 明	上席執行役員 国内部門特命事項担当
横 山 正 典	上席執行役員
細 川 晃 伸	執行役員 人事部長
福 田 浩 一	執行役員 情報システム部長
飛 永 英 利	執行役員 国際部長
中 村 浩 幸	執行役員 神戸支店長 兼 大阪支店長
谷 口 雄 志 郎	執行役員 名古屋支店長
山 田 雄 司	執行役員 横浜支店長
片 岡 利 英	執行役員 TOAN PHAT LOGISTICS JOINT STOCK COMPANY 社長

②取締役を支払った報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	役員退職 慰 労 金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	110,148	70,341	36,727	3,080	10,600	5
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	19,200 (19,200)	19,200 (19,200)	— —	— —	— —	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	129,348 (19,200)	89,541 (19,200)	36,727 —	3,080 —	10,600 —	8 (3)

- (注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第168回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、業績連動型株式報酬（BBT(=Board Benefit Trust)）として当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名分、10,600千円を含めております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当事業年度において2025年6月25日開催の第168回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対して、役員退職慰労金3,080千円を支払っております。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は当社の経営方針である経営基盤の安定と強化、利益率の改善に即したものとして、連結営業利益を用いております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益1,120百万円で、実績は1,115百万円となっております。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、年額180百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名であります。

また、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は3事業年度を対象として合計77百万円、株式報酬として付与されるポイントの総数の上限は1事業年度当たり36,100ポイントと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（全員社外取締役）であります。

③取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2022年3月14日取締役会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、決定方針等の客観的・透明性を図るため、独立社外取締役が過半数を占める報酬会議における審議を経て、取締役会決議に基づき決定します。当該手続きを経ていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としております。

2. 固定報酬（金銭報酬）に関する方針

取締役の固定報酬（金銭報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて、経営状況、世間水準、従業員給与最高額とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定した報酬総額の60%に相当する額とします。

3. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、上記と同様に決定した報酬総額の40%に相当し、その内訳は30%に相当する業績連動金銭報酬と10%に相当する業績連動による株式給付にて構成し、方針に基づいて算出されるポイント数に換算して付与します。業績連動による金銭報酬および株式給付は、期初に公表する連結営業利益額の達成率に比して連動します。それぞれの算出方法は、業績連動金銭報酬は、ポイント数に係数と前事業年度におけるVWAP（売買高加重平均価格）の年間平均を乗じて換算し翌事業年度における月額報酬とします。

業績連動による株式給付は、算出されたポイント数（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）として付与し、退任時に当社が定める規定の条件を満たした場合に給付を受ける権利を取得します。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）虎頭信宏氏は、弁護士法人東町法律事務所の弁護士であります。当社は弁護士法人東町法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員）公江正典氏は、協立監査法人の代表社員であります。当社は協立監査法人との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	八 杉 勝 英	当事業年度開催の取締役会18回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、企業経営の豊富な経験および見識を活かし、常勤監査等委員として議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、内部監査部門との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化に寄与しており、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	虎 頭 信 宏	当事業年度開催の取締役会18回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に法律・コンプライアンスに関する議案審議等に必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	公 江 正 典	当事業年度開催の取締役会18回全てに、また、監査等委員会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計に関する議案審議等に必要な発言を適宜行っていることから、社外取締役（監査等委員）として期待される役割を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役（監査等委員）八杉勝英、虎頭信宏、公江正典の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

二. 社外取締役の独立性に関する基準

当社は下記内容の「社外取締役の独立性に関する基準」を設けています。

記

当社における社外取締役が以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると認定する。
また、当該認定をした場合に独立役員として指定することができるものとする。

1. 過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、当社グループ（注1）の主要な取引先（注2）またはその業務執行者（注3）である者
2. 当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
3. 直近事業年度において当社の大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者）またはその業務執行者である者
4. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者またはその出身者である者（過去5年間に限るものとする）
5. 当社グループの取締役および監査役と親族関係（2親等以内）の者
6. 社外取締役就任時点において当社グループとの間で、社外役員を相互に派遣して就任している場合
7. 当社グループから過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度当たり1,000万円以上の金銭その他の財産の寄付を受けている団体の業務を執行する役員の場合

（注1）当社グループとは当社および当社の連結子会社をいう。

（注2）主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

（注3）業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および使用人等の業務を執行する者をいう。

以上

(4) 会計監査人の状況

①名称 ネクサス監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,680千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,680千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人が監査を担当しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、監査等委員会が議案の内容を決定したうえで、または、監査等委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的にすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。

2025年5月13日開催の取締役会において「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に係る対応方針を決議し、企業価値向上に向けた株主還元の強化に取り組んでおります。

【株主還元方針】

- ・配当性向35%以上目標（中期経営計画『Vision2027事業領域の拡大』の最終年度）
- ・前年を上回る配当額を目指す
- ・最適資本構成に向けた株主還元を実施

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数の表示については、いずれも表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	10,281,192
現金及び預金	5,729,473
受取手形、営業未収入金及び契約資産	3,943,265
前払費用	170,359
その他	442,358
貸倒引当金	△4,264
固定資産	29,973,243
有形固定資産	22,326,784
建物及び構築物	11,957,781
機械装置及び運搬具	1,914,945
工具、器具及び備品	159,557
土地	7,522,082
リース資産	760,397
建設仮勘定	12,020
無形固定資産	3,188,480
港湾等施設利用権	1,897,534
ソフトウェア	28,878
のれん	446,369
その他	815,698
投資その他の資産	4,457,978
投資有価証券	1,961,074
繰延税金資産	225,023
差入保証金	809,053
長期前払費用	237,202
その他	1,243,879
貸倒引当金	△18,254
資産合計	40,254,435

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,216,215
支払手形及び営業未払金	1,828,366
短期借入金	1,255,852
未払費用	98,136
未払法人税等	183,234
賞与引当金	299,130
リース債務	53,345
その他	498,149
固定負債	10,481,590
長期借入金	7,990,942
繰延税金負債	415,722
退職給付に係る負債	1,065,063
役員株式給付引当金	111,492
リース債務	248,024
資産除去債務	461,728
その他	188,617
負債合計	14,697,805
(純資産の部)	
株主資本	20,277,883
資本金	2,108,000
資本剰余金	1,907,539
利益剰余金	16,786,459
自己株式	△524,116
その他の包括利益累計額	1,828,236
その他有価証券評価差額金	915,728
繰延ヘッジ損益	156,344
為替換算調整勘定	637,372
退職給付に係る調整累計額	118,790
非支配株主持分	3,450,510
純資産合計	25,556,629
負債純資産合計	40,254,435

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,108,000	1,907,539	16,376,616	△562,009	19,830,146
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△226,375		△226,375
親会社株主に帰属する当期純利益			636,218		636,218
自 己 株 式 の 処 分				37,893	37,893
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	409,842	37,893	447,736
当 期 末 残 高	2,108,000	1,907,539	16,786,459	△524,116	20,277,883

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	704,875	92,085	719,680	△37,669	1,478,972	3,115,722	24,424,841
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△226,375
親会社株主に帰属する当期純利益							636,218
自 己 株 式 の 処 分							37,893
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	210,852	64,258	△82,307	156,460	349,263	334,788	684,051
当 期 変 動 額 合 計	210,852	64,258	△82,307	156,460	349,263	334,788	1,131,788
当 期 末 残 高	915,728	156,344	637,372	118,790	1,828,236	3,450,510	25,556,629

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	7,561,576
現金及び預金	3,746,510
受取手形	67,236
営業未収入金	3,240,471
契約資産	90,935
前払費用	132,254
その他の当	287,462
貸倒引当金	△3,294
固定資産	26,824,194
有形固定資産	16,947,208
建物	8,541,647
構築物	187,895
機械及び装置	1,419,350
車両運搬具	69,794
工具、器具及び備品	98,479
土地	5,884,497
リース資産	733,523
建設仮勘定	12,020
無形固定資産	2,673,302
借地権	433,330
港湾等施設利用権	1,897,534
ソフトウェア	21,140
その他の当	321,297
投資その他の資産	7,203,683
投資有価証券	1,908,643
関係会社株式	4,187,801
出資金	5,400
長期前払費用	33,092
差入保証金	783,271
その他の当	302,573
貸倒引当金	△17,100
資産合計	34,385,771

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,784,117
営業未払入金	1,813,106
短期借入金	380,000
1年内返済予定の長期借入金	730,242
未払費用	325,755
未払法人税等	39,399
前払消費税等	122,564
未払消費税等	43,857
未預り金	5,925
賞与引当金	60,072
繰上り入金	221,232
繰上り入金	41,962
固定負債	9,703,546
長期借入金	7,631,804
繰上り入金	344,085
退職給付引当金	738,605
役員株式給付引当金	111,492
繰上り入金	231,213
繰上り入金	461,782
繰上り入金	184,563
負債合計	13,487,664
(純資産の部)	
株主資本	19,826,768
資本金	2,108,000
資本剰余金	1,877,375
資本準備金	1,862,230
その他の資本剰余金	15,144
利益剰余金	16,365,509
利益準備金	304,976
その他の利益剰余金	16,060,532
配当引当金	1,000,000
固定資産圧縮積立金	830,554
別途積立金	8,400,000
繰上り利益剰余金	5,829,978
自己株式	△524,116
評価・換算差額等	1,071,338
その他有価証券評価差額金	914,993
繰上りヘッジ損益	156,344
純資産合計	20,898,106
負債純資産合計	34,385,771

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営	業		24,011,193
営	業		20,572,600
販	営		3,438,593
営	業		2,550,347
営	業		888,245
	受		4,418
	受		177,280
	不		21,985
	そ		14,491
営	業		218,176
	支		53,264
	為		2,414
	そ		4,025
	経		59,704
特	別		1,046,718
特	固		1,683
	補		1,178
	固		856
	固		11,026
	投		11,160
	ご		11,000
	減		3,497
	営		5,262
	損		4,112
	関		88,204
税	引		135,119
法	人		914,460
法	人		303,524
当	期		1,633
	純		609,301

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	資本金	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金					利益 剰余金合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金				
						配当引当 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,108,000	1,862,230	15,144	1,877,375	304,976	1,000,000	895,260	8,400,000	5,382,345	15,982,582
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△64,706		64,706	-
剰 余 金 の 配 当									△226,375	△226,375
当 期 純 利 益									609,301	609,301
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	△64,706	-	447,632	382,926
当 期 末 残 高	2,108,000	1,862,230	15,144	1,877,375	304,976	1,000,000	830,554	8,400,000	5,829,978	16,365,509

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△562,009	19,405,948	704,875	92,085	796,961	20,202,910
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩						-
剰 余 金 の 配 当		△226,375				△226,375
当 期 純 利 益		609,301				609,301
自己株式の処分	37,893	37,893				37,893
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			210,117	64,258	274,376	274,376
当 期 変 動 額 合 計	37,893	420,820	210,117	64,258	274,376	695,196
当 期 末 残 高	△524,116	19,826,768	914,993	156,344	1,071,338	20,898,106

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

川西倉庫株式会社
取締役会 御中

ネクスス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 森田知之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 川本恭兵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川西倉庫株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川西倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

川西倉庫株式会社
取締役会 御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 森田知之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 川本恭兵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川西倉庫株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及びその結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、管理企画部門および監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

川西倉庫株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 八杉 勝英 ㊟

監査等委員 虎頭 信宏 ㊟

監査等委員 公江 正典 ㊟

(注) 監査等委員 八杉勝英、虎頭信宏、公江正典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

株主総会会場のご案内

場所 神戸市兵庫区七宮町1丁目4番16号



川西倉庫株式会社 本店3階ホール

交通



J R 神戸駅

徒歩約12分

神戸高速鉄道 新開地駅

徒歩約12分

神戸市営地下鉄海岸線 ハーバーランド駅

徒歩約11分

神戸市営地下鉄海岸線 中央市場前駅

徒歩約7分



本店玄関口



お願い：総会会場は3階となりますが、エレベーターはございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

